特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和5年1月5日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- 1212111111111111111111111111111111111						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	介護保険関係事務					
②事務の概要	介護保険法等の規定により、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。					
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能					
o 杜中田 棒却¬¬ノリタ						

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一の第68の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	く選択版 <i>></i> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	照会:番号法第19条6提供:番号法第19条662,80,87,90,94,95,	8号、別表第二の第1、2	94項 2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉介護課				
②所属長の役職名	福祉介護課長				

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1	055-981-8230)
며 사 儿	1/月/12世 10/12 12 12 12 12 12 12 12	000 001 0200

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1	055-981-8230)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	14年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年12月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 □ とい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類		
[基礎	項目評価書	<u> </u>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につい	いては、それぞれ重	点項目評価書	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(青報提供さ	トットワークシステ	ムを通じた。	入手を除く。)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの)委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	T報提供ネットワーク	システムを通	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	り接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[] [自己点検	[〇]内	部監査 []外部監査
9. 従業者に対する教育・	各			
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
価実施機関における担当部		①部署 長寿介護課	事後	変更後速やかに提出
価実施機関における担当部	②所属長 久保田 光一	②所属長 杉山 滋	事後	変更後速やかに提出
価実施機関における担当部	②所属長 杉山 滋	②所属長 藤曲 博子	事後	変更後速やかに提出
価実施機関における担当部	②所属長 藤曲 博子	②所属長 小松 義和	事後	変更後速やかに提出
	①部署 長寿介護課	①部署 福祉介護課	事後	変更後速やかに提出
価実施機関における担当部	②所属長 小松 義和	②所属長 福祉介護課長	事後	変更後速やかに提出
-1 価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価の再実施
-1 つ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
-2 つ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
特定個人情報ファイルを取 及う事務 事務の概要		中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供 を行う。 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検	事前	
特定個人情報ファイルを取 及う事務 システムの名称		伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能	事前	
情報提供ネットワークシス ムによる情報連携	提供:番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、	提供:番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、 4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の	事後	変更後速やかに提出
-1 つ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
-2 つ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	評価の再実施
11 11 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	画実施機関における担当部 画実施機関における担当部 画実施機関における担当部 画実施機関における担当部 画実施機関における担当部 画実施機関における担当部 一は一点の事務の対象人数 一つ時点の計数か 一つ時点の計数か 一つ時点の計数か 特定個人情報ファイルを取 を取る事務 事務の概要 特定個人情報ファイルを取 を取るする。 特定の名称 情報提供ネットワークシス ムによる情報連携 一つの の計数か	西実施機関における担当部 ②所属長 久保田 光一 画実施機関における担当部 ②所属長 杉山 滋 ②所属長 藤曲 博子 画実施機関における担当部 ②所属長 藤曲 博子 ① 部署 長寿介護課 画実施機関における担当部 ② 所属長 小松 義和 1万人以上10万人未満 平成31年4月1日 時点 20時点の計数か 平成31年4月1日 時点 平成31年4月1日 時点 平成31年4月1日 時点 1万人場上の予算務 事務の概要 特定個人情報ファイルを取及う事務 システムの名称 照会:番号法第19条7号、別表第二の第93、94項 提供:番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117項 令和2年7月1日 時点 2時点の計数か 22 会和2年7月1日 時点	画実施機関における担当部 ②所属長 久保田 光一 ②所属長 杉山 滋 ②所属長 藤曲 博子 ②所属長 藤曲 博子 ②所属長 藤曲 博子 ②所属長 小松 義和 ①部署 長寿介護課 ①部署 長寿介護課 ②所属長 小松 義和 ②所属長 福祉介護課長 1万人以上10万人未満 1,000人以上1万人未満 1,000人以上1万人未満 □対象の事務の対象人数 1万人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 1万人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 1万人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 1万人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 1万人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 「市人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 「市人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 「市人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 「市人以上10万人未満 □対島の事務の対象人数 「市場」 「市場」 「市場」 「市場提供に必要な特定個人情報を割本として中間サーバーに登録し、情報提供ホットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 「大子」の名称 「特定個人情報ファイルを取及う事務 レステムの名称 「特定個人情報ファイルを取扱う事務 レステムの名称 「特定個人情報ファイルを取扱う事務 レステムの名称 「特定個人情報の照会と提供・番号法第19条7号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条9号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条9号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条9号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条9号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条9号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 提供・番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 によるによる情報連携 (4, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の 2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 117、 今和2年7月1日 時点	画実施機関における担当部 ②所属長 久保田 光一 ②所属長 移山 滋 ②所属長 藤曲 博子 事後 画実施機関における担当部 ②所属長 藤曲 博子 ②所属長 藤曲 博子 ②所属長 小松 義和 事後 画実施機関における担当部 ①部署 長寿介護課 ①部署 福祉介護課 事後 「一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の時点の計数か つ時点の計数か の表の事務 の概要 の表の事務 の概要 の表のの表を の表の事務 の概要 の表のの表を には、番号法第19条7号、別表第二の第93、94項 提供:番号法第19条8号、別表第二の第3、94項 提供:番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、45 60の2、58、61、62、80、87、90、94、495、117項 「会和2年7月1日 時点 「一 一 「一 の表の表の表 の表の表 の表の表 の表の表 の表の表 の表の表